

ルイ10世治世下における ノルマンディ憲章発布と地方主義

花 房 秀 一

はじめに

第1章 問題の所在

第2章 ノルマンディ憲章発布の背景

第3章 ノルマンディ憲章の内容分析

おわりに

はじめに

本稿の目的は、1315年に発布されたノルマンディ憲章 (la Charte aux Normands) を分析することから、中世フランス王国における中央集権化と地方主義 (particularisme) の相互関係を読み解き、近代国家生成のプロセスの一端を解明することにある。

近代国家生成の起点を1500年以前に求める見解は、すでに1930年代のO. ヒンツェからみられ、1970年に発表されたJ.R. ストレイヤーの *On the medieval origins of the modern state* は、その延長線上に位置づけられる⁽¹⁾。また、1984年にフランスの国立科学研究センター (C.N.R.S) のテーマ別活動計画のひとつとして展開された「近代国家の生成 (genèse de l'État moderne)」においては、その対象が13世紀にまで広げられている点が注目される。このプロジェクト以降、プロジェクトリーダーであったJ.-Ph. ジュネを中心に、現在に至るまで多くの研究が発表されている⁽²⁾。

近年の近代国家の生成に関する研究の特徴として、王権の財政・司法・官僚制度の発展に関する研究に並んで、王権による王国統治の展開に、いかに諸侯層が密接に関わっていたかを検討することが、ひとつの潮流になっている。例えば20世紀末以降の研究では、ブルターニュ公領に関して J.-Ch. カサールが⁽³⁾、ブルゴーニュ公領に関して B. シュネルプ⁽⁴⁾、J. ロジエ⁽⁵⁾、J. パヴィオが⁽⁶⁾、ドーフィネ公領に関して A. ルモンドが⁽⁷⁾、ブルボン公領に関して O. マッテオーニが⁽⁸⁾、諸研究を公刊している。また、このような中世後期における王権-諸侯間研究は、現在の日本の西洋史研究でも盛んであり、2012年には佐藤猛による14・15世紀の諸侯国研究が、2014年には上田耕造のブルボン公研究が相次いで公刊された⁽⁹⁾。

しかし、このような従来の王権と諸侯の相関関係という図式のみでは、中世フランスの近代国家生成をめぐる多様性を把握することは困難である。なぜなら、これらの研究では、フランス王国内の多様な諸地域を考察する場合、主に諸侯領にしか注目しておらず、13世紀初頭以降、王領地に併合された各地域の独自性には、あまり関心が向けられてこなかったからである。そこで本稿では、1204年以降、カペー王権下において一貫して王領地であり続けたノルマンディ地方に着目する。特に中央集権化を推進する王権に対して、地方の特権・慣習・自由を確認させたとされる1315年のノルマンディ憲章をめぐる諸問題を検討することから、近代国家生成の過程において、王領地であるノルマンディ統治が、どのような位置を占めるのかを検討してみたいと思う。

第1章 問題の所在

1066年のノルマン征服以来、ルマンディ公を兼ねたイングランド王の支配下にあったノルマンディ地方は、1202年7月から1204年6月かけて、フランス王フィリップ2世（在位1180～1223年）によって征服された⁽¹⁰⁾。カペー王権下において、同地方には14世紀初頭までにルーアン（Rouen）、コ

ー (Caux)、ジゾール (Gisors)、カン (Caen)、コタンタン (Cotentin) の 5 つのバイイ管区 (bailliage) が設定された。各バイイ管区は中央から派遣されたバイイ (bailli) によって管理され、ノルマンディはカペー王権の直接管理下に置かれることになったのである。

ところが、ノルマンディは王領地を構成する主要な一地方でありながら、カペー王権による征服以後も、この地方独特の統治機構を有した特殊な地域であった。例えば、エシキエ (Échiquier) は、12世紀からノルマンディの統治組織の中核であり、カペー王権下においても、同地方における財務府かつ最高法廷として存続していた⁽¹¹⁾。また14世紀前半に創設されたノルマンディ地方三部会は、国王課税に対する合意のみならず、同世紀中葉には、ノルマンディにおける税の徴収、管理、運営を行う機能も有することになった。

以上のようにノルマンディは、カペー王権による征服以後も、地方主義が色濃く残る地域であった。このようなノルマンディの独自性を象徴するものの1つとして、1315年にフランス王ルイ10世 (在位1314~1316年) によって発布されたノルマンディ憲章が挙げられる。同文書では、貨幣、税制、司法、軍役等に関するノルマンディ地方の慣習や、王権に対する一定の独立性が確認された。

ところがノルマンディ憲章は、歴史上、中央集権的な王権に対して、しばしばその実効性を疑問視されてきた。例えば、1684年のパリ・シャトレ裁判所の記録では、ノルマンディ人が同裁判所に起こした訴訟において、ノルマンディ憲章は「彼らがノルマンディ憲章と呼ぶ、誰も見たことがない想像上の題目」と評されている⁽¹²⁾。実際にノルマンディ憲章が発布されてから2年後の1317年には、同文書の規定に反した勅令が発給されており、実際の王国政治においては、同文書内の規定は有効に機能していなかったとも考えられる。

しかしその一方で、R. ジュエは、ノルマンディ憲章を、ノルマンディ人と王の関係を基礎づけた「文書上の記念碑」と評価し⁽¹³⁾、S. ポワレは、

ノルマンディの地方主義を支えた柱の1つとして、エシキエとノルマンディ地方三部会に加えて、同文書を挙げている⁽¹⁴⁾。そこで本稿では、以下、1) ノルマンディ憲章成立の背景、2) ノルマンディ憲章の内容について検討し、同文書の歴史的意義について考察してみたいと思う。

第2章 ノルマンディ憲章発布の背景

ノルマンディ憲章発布の背景には、王権による援助金(subvention)徴収に対して、1314年から1315年にかけて起こった反王権同盟の反乱があると考えられてきた。カペー王権は、1294年に始まったイングランドとのガスコーニュ戦争(1294~1303年)と、イングランドと連携したフランドル諸都市の反乱に起因する軍事費の増大のために、財政難に陥っていた⁽¹⁵⁾。特にガスコーニュ戦争終結後も続いたフランドルの反乱への対処のため、カペー王権はフィリップ4世(在位1285~1314年)治世末年まで、王国全土においてほぼ毎年援助金の徴収を行った。

この援助金徴収に対してフランス各地域の不満は蓄積し、まず1314年11月に、フランドル伯領に隣接するピカルディとアルトワにおいて、ピカルディの有力家系の1つであるフィエンヌ(Fiennes)家が中心となって、反乱が勃発した。その動きは急速に王国各地に広まり、シャンパーニュでも11月14日に反王権同盟が組織された。またブルゴーニュの都市ディジョン(Dijon)で開かれた反王権同盟の集会には、110名の貴族、18の修道院、11の参事会教会と11の都市が参加した⁽¹⁶⁾。さらにブルゴーニュでは援助金の支払い拒否が誓われただけでなく、同盟の常設委員会が組織された。その委員会は当初6人の貴族によって運営され、非常事態が起こった場合にはブルゴーニュの全同盟者を召集することができ、王権の行動を監視する役目を負っていた⁽¹⁷⁾。

11月28日、フィリップ4世は援助金の徴収を断念したが、反乱を収めることはできなかった。そのため翌1315年、新王ルイ10世は、フランス王国

の各地域に、地方の特権や慣習、自由を確認する勅令を発布することになった。ノルマンディ憲章は、その時発給された勅令の1つであり、援助金徴収に対する反王権同盟に参加したノルマンディの人々を鎮静化させるために、ルイ10世によって同地方の特権が確認されたと考えられてきた⁽¹⁸⁾。

しかし E.A.R. ブラウンによれば、上記の反王権同盟に参加したのは、フランス王国の北東部や東部の地域のみであり⁽¹⁹⁾、ノルマンディもこの反乱に参加したという明確な証拠はないのである。唯一ジョフロワ・ド・パリの年代記にノルマンディも参加したと記されているが、その他の史料では確認できず、ノルマンディが反乱に加担した可能性は低いと思われる⁽²⁰⁾。

従って、ルイ10世がノルマンディ憲章を発布した理由は、反乱がノルマンディにまで広がるのを未然に防止する意図があったと考えられる。ノルマンディ内に王権に対する不満が蓄積していたのは、ノルマンディ憲章の前文において、「余の曾祖父聖ルイの時代以降、当地の慣習や権利、自由に反して、改革、タイユ税、援助金、様々な課税によって、多くの被害が彼らにもたらされた」と明記されていることから確認できる⁽²¹⁾。また、これらノルマンディの不満がどのようにして王のもとまで届いたのかという問題に関しては、先行研究によって、以下3つの説が提示されてきた。

まず G. ド・ラ・フォワは、ノルマンディの三身分が集まり、地方三部会を通して王権に自らの不満を訴えたと仮定した⁽²²⁾。しかしこの説は、ノルマンディ憲章が発布された1315年の時点では、ノルマンディ地方三部会は組織されておらず、同地方三部会が初めて開催された年が1337年であったことから、肯定することはできないと考えられる。またノルマンディ地方三部会研究者である A. コヴィルは、ノルマンディの高位聖職者とバロン層が集会を開き、王に自身の要求を伝えたと考えた⁽²³⁾。しかしこの A. コヴィルの説も、1315年においてそのような組織がノルマンディに存在したという明確な証拠はないことから、支持することはできない。最後に、S. ポワレは、王の側近を務めていたノルマンディ出身の高位聖職者

や貴族層を通じて、王にノルマンディの要望が伝えられたと推定している⁽²⁴⁾。この説の背景には、14世紀初頭において、ノルマンディ貴族層の国王家政役人への進出が顕著となったという事実がある。例えば、フラヴァクール (Flavacourt) 家やブーヴィル (Bouville) 家などが国王侍従職 (chambrier) を得ていた⁽²⁵⁾。またノルマンディ貴族であるアンゲラン・ド・マリニ (Enguerrand de Marigny) は、1304年に侍従職に就き、王領地の経営や財政問題を担当し、1309年以降はギヨーム・ド・ノガレ (Guillaume de Nogaret) に替わって国王顧問官の中心的人物となっていた⁽²⁶⁾。したがってこの説が、現在最も有力であると考えられるのである。

本章の最後に、ノルマンディ憲章の残存状況について確認しておきたいと思う。ノルマンディ憲章は、現在確認できるもので、(a) 3月19日発布のラテン語テキスト (14条)、(b) 同じく3月19日発布のフランス語テキスト (24条)⁽²⁷⁾、そして (c) ヴァンセンヌ (Vincennes) で発布された7月付のラテン語テキスト (24条) の3種類が存在している。なぜノルマンディ憲章が複数存在するのかという問題についても、先行研究において様々な説が提示されている。

例えば、A. アルトンヌは、(a) のテキストはノルマンディの反意を鎮め、同地方まで反乱が及ばないよう拙速に出されたもので、その後不十分な点を補足して、(c) のテキストが発布されたと考えた。また A. コヴィルは、(a) は政治的な内容を中心に述べていることから、(c) のテキストにおいて地方の慣習や私的な権利が追加されたと推定した。そして P. ル・カシューは、(c) のテキストは (b) のテキストを7月に再確認したものに過ぎないと推測している。このように、なぜノルマンディ憲章が現在3種類残存しているのかについては様々な説が提示されている。S. ポワレは、A. コヴィルの説が妥当であると判断しているが、現段階では推測の域を出ていないのが実情である。しかしいずれにせよ、その成立背景の如何を問わず、研究史上この3種類のテキストはいずれもノルマンディ憲章として扱われているため、本稿では特に明記しない限り、(c) のテキ

ストを用いて検討を進めていくこととする。

第3章 ノルマンディ憲章の内容分析

ノルマンディ憲章発布の背景に、王権による援助金の徴収があったことは、前章で確認した。しかし、同文書内には税制に関する問題だけではなく、貨幣や司法、軍役に関する条項など多様な事項が含まれている。また同年に発布された他の地域の勅令と比較して、ノルマンディ憲章では、封建的な内容よりも、地方の慣習の確認が重視されたことが特徴として挙げられる。例えば、ノルマンディ憲章全24条中、慣習 (*consuetudo*) という語は7カ条 (2、5、14、16、17、18、21条) で言及されている。またその他の条項も、慣習という語は用いられなくとも、既にノルマンディの慣習法集『最古慣習法集 (*Très Ancien Coutumier*)』と『世俗法廷におけるノルマン法大全 (*Summa de legibus Normannie in curia laicali*)』に収められている同地方の特権に関するものが多く散見される⁽²⁸⁾。従って、ノルマンディ憲章は王権から新たな譲歩を獲得したというよりも、既存の権利の確認書という性格が強いとと言えるであろう⁽²⁹⁾。また封建的な内容が、他の地方よりもあまり重視されなかった理由として、ノルマンディ憲章の前文に「余は余のノルマンディ公領の高位聖職者、教会人、バロン、騎士、その他すべての貴族、臣民、そして下層民から重大な不平を受け取った」と書かれているように⁽³⁰⁾、聖職者や貴族層だけでなく、第三身分も含めた全ノルマンディ人の不平という形で、王のもとに彼らの要望が届けられたためであると考えられる。

以下本章では、貨幣、司法、課税、軍役に関する条項に限定して検討し、ノルマンディ憲章の特色と、同文書に込められた王権の意向について考察してみたいと思う。

全24条で構成されるノルマンディ憲章において、その第1条に記述されているのは、貨幣に関する事項である。第1条では、「余、または前述の

ノルマンディ公領における余の後継者は、今後余の曾祖父の時代の重さ、価値のトゥール貨、パリ貨、グロ・トゥール貨、白マイユ貨以外の他の貨幣を流通させない」と記されており、ルイ10世の曾祖父であるルイ9世時代（1226～1270年）の貨幣の貴金属含有量を維持することが定められた⁽³¹⁾。

フィリップ4世時代には、カペー王権は戦争に起因する財政難のため、しばしば貨幣改鋳を行い、貨幣に含まれる金の含有量を低下させた。この様な度重なる貨幣改鋳は、商取引の混乱を引き起こし、都市の商人層だけでなく、一般民衆にも被害を与えた。このため貨幣改鋳は、前述した援助金の徴収と並んで、1314～1315年の反王権同盟結成の一つの要因となったと考えられてきた⁽³²⁾。従ってルイ10世は、ノルマンディ憲章の第1条で、他に優先して、貨幣価値の回復を規定したのだと考えられる。

しかし、貨幣価値をルイ9世時代の基準に回復させるという内容は、目新しいものではなく、既にフィリップ4世時代の1303年の勅令において、同様の内容が約されている⁽³³⁾。そのため第1条は、単なる既定の方針の確認であると言えるであろう。

次に司法に関する条項について検討する。3月19日に発布されたラテン語テキストでは、第13条で「ルーアンのエシキエで裁決された訴訟は、余のバリ高等法院に上訴することは決してできない」と記されており、ノルマンディの最高法廷であるエシキエの独立性が確認された⁽³⁴⁾。これを受けて、7月に発布されたラテン語テキストでは、第18条（フランス語テキストでは第17条）で「ノルマンディ公領の訴訟は、その地方の慣習に従って決定が下されなければならない、今後余のルーアンのエシキエで決定がなされ、または判決が下された後で、それらの訴訟はいかなる方法によっても余や余のバリ高等法院に付託されることは決してできない。また前述の公領の訴訟について、余の高等法院に何らかの方法で帰属することもできない」と明記された⁽³⁵⁾。すなわち、7月のラテン語テキストでは、エシキエの独立性のみならず、ノルマンディの慣習法の遵守と、排他的なエシキエの管轄範囲が確認されたのである。

研究史上、ノルマンディ憲章第18条は、カペー王権下において、強権的な国王役人によってノルマンディの司法権が侵害されてきたために、同地方の人々の要望によってエシキエの独立性が明文化されたと考えられてきた⁽³⁶⁾。しかし J.R. ストレイヤーが指摘しているように、ノルマンディ憲章発布から2年後の1317年には、上記の第18条で確認されたノルマンディの司法上の独立性に反する勅令が、フランス王フィリップ5世（在位1316～1322年）によって発布された。同勅令は3カ条からなり、「パリ高等法院において始まったノルマンディの訴訟は、高等法院において終了されるべきこと」、「両当事者が高等法院において裁判が行われることに同意したまだ開始されていない案件については、そのようになされなければならない」、「助言のためにエシキエから高等法院に送られたエシキエの訴訟は、高等法院において議論されるが、判決はエシキエにおいて下されなければならない」と定められている⁽³⁷⁾。

これはエシキエから高等法院への訴訟の回送を認めているために、一見ノルマンディ憲章の内容に違反しているように思われる。J.R. ストレイヤーはこの勅令をノルマンディ憲章の精神に反したものであると判断し、この勅令に反発が起こらなかったのは、この勅令以後は王権が裁判権を乱用しなかったからであると推測した⁽³⁸⁾。

しかし著者は既に別稿で、13世紀後半から14世紀初頭のエシキエとパリ高等法院の関係を考察したことがある⁽³⁹⁾。その論考での調査によれば、確かに13世紀末には、ノルマンディの司法上の独立性を侵害して、エシキエで判決が下された訴訟が、その後パリ高等法院に移送（上訴）された事例を確認できた。しかし14世紀に入ると、王権は事実上、エシキエからパリ高等法院への訴訟の移送を禁止し、王に認可された特権に関わる訴訟のみ、エシキエからパリ高等法院に回送していたことが確認できた⁽⁴⁰⁾。

従ってこのことを考慮に入れてノルマンディ憲章を検討すると、第18条は、司法権を侵害してきた国王役人に対するノルマンディの人々の反発を考慮して制定されたと考えられるよりも、14世紀初頭からのエシキエとパリ高

等法院間での裁判管轄の明確化という文脈の中で考えられるべきである。すなわち、フィリップ4世治世後半から始まっていた国王裁判権のエシキエへの分掌化という王権の意向が、その勅令において明文化されたものであると捉える必要があるのである。また上述の1317年の勅令も、ノルマンディ憲章第18条の精神に反していると考えられるのではなく、14世紀初頭から続いていた政策のひとつの到達点として考えられるべきであり、1315年のノルマンディ憲章第18条から、さらに詳しく状況ごとに訴訟の管轄を明確化したものであると考えられるのである。

従ってノルマンディ憲章の第18条は、既存の権利の確認と捉えることはできない。すなわち、第18条で定められた司法権の独立を、単に強圧的な王権に対するノルマンディの人々の抵抗の成果、または既得権の確認として理解するのではなく、ノルマンディ統治における王権の意向が盛り込まれていると考える必要があるのである。

次に課税に関する条項を検討する。ノルマンディ憲章第7条（フランス語テキストでは第22条）では、「今後、ノルマンディ公領において、余、または余の後継者によって、人物に対して、また同じく財産に対して、もし明白な利益、または差し迫った必要がそれを要求する場合を除いて、地代、サンス地代、余に対して義務付けられた奉仕以外に、いかなるタイユ税、援助金、賦課金、租税以外も徴収することはできず、またしてはならない」と定められた⁽⁴¹⁾。この条項は、慣習によって規定されているノルマンディの住民の負担以上に、王権は税を徴収できないことを定め、フィリップ4世時代に行われた過度の援助金の徴収を制限している。

しかし、本条文で「もし明白な利益、または差し迫った必要がそれを要求する場合を除いて」と、留保事項がつけられていることは注目に値する。Fr. ヌヴーによれば、この文言は、王の法曹官僚であるレジスト(légiste)たちによって付け加えられたものであり、彼らがローマ法の概念を援用して、緊急事態、すなわち戦時において、王権による臨時課税を実施できるよう工夫した結果であると考えられるのである⁽⁴²⁾。従って第

7 条の課税に関する条項にも、第18条同様、ノルマンディ憲章の作成において、王権の側からも何らかの意向が働いていたと推定できるのである。

最後に、軍役に関する条項を確認してみたいと思う。軍役に関する条項は、第3条と第4条で定められている。まず第3条では、「余、または余の後継者に対して、戦争や余の軍役において奉仕している貴族、または非貴族は、その奉仕の遂行によって自由であり、また税を免れている。もし合理的に切迫した理由によって、陪臣召集がなされるのが適当である場合を除いて、余、または余の後継者によって、それ以上余になされるべき他の軍役奉仕を強制されることはない。また公領において、余にいかなる奉仕義務も負っていない者は、余になされるべき軍役奉仕を強制されない。また上述の場合や、直接申し渡された場合を除いて、財務供出もない」と定められた⁽⁴³⁾。

また第4条では、「前述の余の公領の人物が、彼の義務により、余の軍役によって、または他の方法で、余に対して奉仕や、義務付けられた支援のために補助を遂行した場合、陪臣召集における余の権利を除いて、今後、余は決して法的に要求したり、または罰したりすることはできず、またしてはならない」と規定されている⁽⁴⁴⁾。

第3条および第4条からは、1) 軍役奉仕を果たした者は税を免除されること、2) 軍役またはその他の方法で王に対して既定の奉仕を行ったものは、それ以上の軍役奉仕を強制されないこと⁽⁴⁵⁾、3) 王に奉仕義務を負っていない者は、軍役奉仕を強制されないことが確認できる。これらは一見、慣習に基づいた封臣の軍役奉仕義務を明文化したものであると考えられる。しかし第3条では「もし合理的に切迫した理由によって、陪臣召集がなされるのが適当である場合を除いて」、第4条では「陪臣召集における余の権利を除いて」という留保事項が付けられている。

陪臣召集 (arrière-ban) とは、王国の緊急時に、王が直臣のみならず、通常は軍役奉仕義務のない陪臣まで召集を行うことができるという国王高権 (regalia) の1つである。陪臣召集では、その対象となる都市民などの

自由民は、軍役代納金を支払うことで実際には軍役を免除されることができた⁽⁴⁶⁾。そのため王権は、ノルマンディ憲章の第3条と第7条の作成において、「合理的に切迫した理由」があれば、王権が陪臣召集を行うことができる」と明記することで、戦時における財源の確保を行おうと意図したと考えられるのである。

おわりに

以上、ノルマンディ憲章成立の背景と、その内容について検討した。本稿の考察から、従来ノルマンディの人々の要求によって、同地方の既存の権利を王権に確認させたのものであると考えられていたノルマンディ憲章は、実際には同地方の統治における王権の意向が盛り込まれた文書であったことが確認できた。

既に述べたように、ノルマンディ憲章は、発布後、同地方の地方主義を支える柱の1つとなった。その意味で次のエピソードは、非常に示唆的である。1356年、ノルマンディ公に任命された王太子シャルル（後のシャルル5世、在位1364～1380年）は、自身にオマーージュを奉げさせるために、同地方の貴族をルーアンに招集した。その時、ノルマンディ貴族ゴドフロワ・ダルクール（Godefroi d'Harcourt）は、ノルマンディ憲章を提示し、王太子が同文書の内容を守らなければ、忠誠を誓うことはできないと宣言した⁽⁴⁷⁾。この逸話からは、ノルマンディ憲章発布後、同文書は、ノルマンディの人々にとって自身の権利を守るための象徴的文書となっていたことがわかるであろう。

しかし本稿の検討から、ノルマンディ憲章は、単なる地方アイデンティティを象徴する文書ではなく、王権の意向が盛り込まれた文書であったことは明らかである。このノルマンディ憲章の両義性は、地方統治における地方アイデンティティと王権の関係を見ていく上で、重要な要素となると考えられるのである。

注

- (1) J.R. Strayer, *On the medieval origins of the modern state*, Princeton, 1970 (鷲見誠一訳『近代国家の起源』岩波新書、1975年)。
- (2) 花田洋一郎「国際共同研究プロジェクト「近代国家の生成」関連文献目録」『西南学院大学経済学論集』第44巻第2・3合併号、2010年、269-285頁。
- (3) J.-Ch. Cassard, *La Guerre de succession de Bretagne*, Spézet, 2006.
- (4) B. Schnerb, *L'État bourguignon*, Paris, 1999; Id., *Armagnacs et Bourguignons: la maudite guerre, 1407-1435*, Paris, 2001; Id., *Jean sans Peur, le prince meurtrier*, Paris, 2005.
- (5) J. Rauzier, *Finances et gestion d'une principauté, au XV^e siècle. Le duché de Bourgogne de Philippe le Hardi, 1364-1384*, Paris 1996.
- (6) J. Paviot, *Les Ducs de Brougogne, la Croisade et l'Orient*, Paris, 2003.
- (7) A. Lemonde, *Le Temps des libertés en Dauphiné. L'intégration d'une principauté à la couronne de France, 1349-1408*, Grenoble, 2002.
- (8) O. Mattéoni, *Servir le prince. Les officiers des ducs Bourbon à la fin de Moyen Âge, 1356-1523*, Paris, 1998.
- (9) 佐藤猛『百年戦争期フランス国制史研究—王権・諸侯国・高等法院—』北海道大学出版会、2012年；上田耕造『ブルボン公とフランス国王—中世後期フランスにおける諸侯と王権—』晃洋書房、2014年。
- (10) フィリップ 2 世によるノルマンディ征服については、以下の文献を参照。
J. Baldwin, *Philippe Auguste et son gouvernement*, Paris, 1991, pp. 250-255;
Fr. Neveux, *La Normandie royale (XIII^e-XIV^e siècle)*, Rennes, 2005, pp. 14-21.
- (11) エシキエに関する邦語文献については、以下を参照。拙稿「カペー期ノルマンディにおける国王裁判権の発展—エシキエとパリ高等法院の関係を中心として—」『西洋史研究』新輯第36号、2007年、42~62頁；同「エシキエ (Échiquier) における人的構成の変遷と国王裁判権」『西洋史学』231号、2008年、22-42頁；同「カペー朝末期ノルマンディにおけるヴィコント・バイイ制とエシキエ」『白山史学』47号、2011年、115-144頁。
- (12) R. Jouet, *Et la Normandie devint française*, Paris, 1983, p. 124.
- (13) *Ibid.*, p. 111.
- (14) S. Poirey, 'La charte aux Normands, instrument d'une contestation juridique' dans *Images de la contestation du pouvoir dans le monde normand X^e-XVIII^e siècle*, Caen, 2007, p. 102.
- (15) 例えば、1290~1295年の王領地からの収入が、年間約40~60万リーヴ

- ル・トゥール貨であったのに対し、1294～1297年の3年間で、ガスコーニュ戦争に費やした戦費は300万リーヴル・トゥール貨に上った。また、1298年10月～1299年10月の1年間で、フランドルへの遠征費は、44万7千リーヴル・トゥール貨を必要とした。J. Favier, *Philippe le Bel*, Paris, 1978, p. 141.
- (16) *Ibid.*, p. 518.
- (17) Ch. Dufayard, 'La réaction féodale sous les fils de Philippe le Bel', *Revue Historique*, t. 54, 1894, pp. 248-249.
- (18) S. Poirey, 'La charte aux Normands', p. 90.
- (19) E.A.R. Brown, 'Reform and Resistance to Royal Authority in Fourteenth-Century France: The Leagues of 1314-1315', in *Politics and Institutions in Capetian France*, Aldershot, 1991, passim.
- (20) R. ジュエは、ジョフロワ・ド・パリがノルマンディと記したのは韻を踏むためで、実際にはノルマンディは反王権同盟に参加しなかったと推測している。R. Jouet, *Et la Normandie devint française*, p. 115.
- (21) « quod a tempore Beati Ludovici proavi nostri, multa eis fuerant illata gravamina, et etiam novitates, taillie, subventiones et impositiones deverse, contra solitam consuetudinem patrie, jura, et libertates ejusdem » E. de Laurière et D.F. Secousse(éd.), *Ordonnances des rois de France de la troisième race*, Paris, 1723-1849, I, p. 588.
- (22) G. De la Foy, *De la Constitution du duché ou État souverain de Normandie*, Rouen, 1789, p. 150.
- (23) A. Coville, *Les États de Normandie: leurs origines et leur développement au XIV^e siècle*, Paris, 1894, p. 20.
- (24) S. Poirey, 'La charte aux Normands', p. 95.
- (25) Fr. Neveux, *La Normandie royale*, pp. 445-446.
- (26) フィリップ4世の主要な顧問官であるアンゲラン・ド・マリニについては、J. Favier, *Un conseiller de Philippe le Bel, Enguerrand de Marigny*, Paris, 1963 を参照。
- (27) 『フランス勅令集』の編者であるE. ド・ロリエールとD.F. スクセは、フランス語テキスト(24条)の日付は間違いであり、7月のラテン語テキスト(24条)を基に作成されたと推測している。*Ord.*, I, p. 594.
- (28) ノルマンディの慣習法の成文化は2段階を経て行われた。初めはフィリップ2世のノルマンディ征服以前の1200年頃にエヴルー地域で起草され、次に征服後の1218年から1223年頃バイユー(Bayeux)地域で成文化された

ものが、『最古慣習法集』としてまとめられた。慣習法の起草と明確化の努力はルイ 9 世治下でも引き続き行われ、1235年から1258年にかけて新たな慣習法集として『世俗法廷におけるノルマン法大全』が編纂された。Fr. Neveux, *La Normandie royale*, pp. 83-84. なお両慣習法集は、E.J. Tardif, (éd.), *Coutumiers de Normandie*, Rouen et Paris, 1881-1903 に収められている。

- (29) S. Poirey, 'La charte aux Normands', pp. 95-96.
- (30) « Gravem querimoniam Prelatorum, Ecclesiasticarum, personarum, Militum, aliorum Nobilium, et subditorum, ac popularium, Ducatus nostri Normannie recepimus » *Ord.*, I, pp. 587-588.
- (31) « quod nos, aut nostri successores in dicto Ducatu Normannie, de cetero aliam monetam, quam turonens. Et parisienses, grossos turonenses, ac obolos albos de pondere et valore, quibus erant tempore supradicti proavi nostri, fieri non faciemus, nec aliam monetam cursum habere quoquomodo » *Ibid.*, I, p. 588.
- (32) S. Poirey, 'La charte aux Normands', pp. 89-90.
- (33) J. Favier, *Philippe le Bel*, p. 99.
- (34) « Causae diffinitae in Scacario Rothom, ad nostrum Parlamentum Parisius nullatenus deferantur. » *Ord.*, p. 552.
- (35) « Cum cause Ducatus Normanie secundum patrie consuetudinem debeant terminari, quod ex quo in Scacario nostro Rothomagi fuerint, terminate vel sententialiter diffinite, per quamcumque viam ad nos vel parlamentum nostrum Parisiense de cetero nullatenus deferantur, nec etiam super causis dicti ducatus ad parlamentum nostrum aliqui valeant adjornari » *Ibid.*, I, pp. 587-594.
- (36) J.R. ストレイヤーは、ノルマンディの訴訟が高等法院で裁かれる事例が非常に少ないにもかかわらず、なぜこのような反発が起こったのかを疑問視している。ただし1313年から1314年にかけて17件もの訴訟が高等法院で扱われており、J.R. ストレイヤーは十分な証拠ではないが、このことが王権への反発につながったのではないかと推測している。J.R. Strayer, 'Exchequer and Parlement under Philip the Fair', *Droit privé et institutions régionales*, Rouen, 1972, p. 659.
- (37) « que les causes des Normanz qui sont ceanz commanciees demorront ceanz », « que des choses de quoy les parties seront de assentement de plaidoyer ceanz, qui ne sont commanciees, les causes demorront ceanz »,

« que les causes de l'eschiequier, lesqu elles de l'eschiequier sont ceanz mises pour conseillier, seront ceanz conseiees, et lasentence ou arrest en sera rendu à l'eschiequier » A.A. Beugnot, *Les olim ou registres des arrêts rendus par la Cour du Roi sous les règnes de Saint Louis, de Philippe le Hardi, de Philippe le Bel, de Louis le Hutin et de Philippe le Long*, Paris, 3 vols, 1839-1848, II, p. 663-XV (no. 5246).

* 括弧内の数字 (no.) は E. Boutaric, *Inventaire analytique des actes du Parlement de Paris*, série I, 1254-1328, 2 vols, Paris, 1863-67 における整理番号を示す。

- (38) J.R. Strayer, 'Exchequer and Parlement', p. 659.
- (39) 上掲の花房秀一「カペー期ノルマンディにおける国王裁判権の発展」を参照。
- (40) 本稿では、エシキエで判決を受けずに高等法院へ訴訟が移る場合を「回送」、エシキエで判決を受けた後に高等法院へ訴訟が移る場合を「移送」と表記する。
- (41) « Quod de cetero per nos, aut nostros successores in dicto Ducam, in personis, aut bonis ibidem commorantium ultra redditus, census, et servitia nobis debita, taillias, subventiones, impositiones, aut exactiones quascumque facere non possimus, nec etiam debeamus, nisi evidens utilitas, vel urgens necessitas id exposcat. » *Ord.*, I, p. 589.
- (42) Fr. Neveux, *La Normandie royale*, pp. 461-462.
- (43) « Quod illi nobiles, aut innobiles, qui nobis et nostris successoribus in guerris, et exercitibus nostris certa debent servitia, ipsis servitiis persolutis, liberi remaneant, et immunes, nec ulterius per nos, aut nostros successores possint cogi inviti ad alia servitia exercitus nobis facienda, nisi in casu in quo retrobannum, ex causa imminente rationabiliter fieri oporteret. » *Ord.*, I, pp. 588-589.
- (44) « Cum homines nostri dicti Ducatus servitia nobis ab ipsis debita, ratione nostri exercitus, vel aliter nobis persolverint, in servitiis, vel auxiliis eisdem, a suis subtenentibus debitis, nihil juris de cetero poterimus, aut debemus reclamare, seu aliquatenus vindicare, salvo jure nostro in casu retrobanni. » *Ibid.*, I, p. 589.
- (45) 通常、封主に対する封臣の軍役奉仕は、年間40日であった。
- (46) Fr. オリヴィエ-マルタン、埴浩訳『フランス法制史概説』創文社、1986年、863頁。

- (47) R. Jouet, *Et la Normandie devint française*, p. 141.